

春日井市市民活動支援センター登録団体の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市市民活動支援センター条例施行規則（平成19年春日井市規則第17号。以下「規則」という。）第5条に定める登録団体の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の要件)

第2条 春日井市市民活動支援センター（以下「市民活動支援センター」という。）の登録団体の要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内を中心に次に掲げるいずれかの活動を行っている団体であること。
 - ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - イ 社会教育の増進を図る活動
 - ウ まちづくりの推進を図る活動
 - エ 観光の振興を図る活動
 - オ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - キ 環境の保全を図る活動
 - ク 災害救援活動
 - ケ 地域安全活動
 - コ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - サ 国際協力の活動
 - シ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ス 子どもの健全育成を図る活動
 - セ 情報化社会の発展を図る活動

ソ 科学技術の振興を図る活動

タ 経済活動の活性化を図る活動

チ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

ツ 消費者の保護を図る活動

テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

ト その他市長が特に公益性があると認めた活動

(2) 団体の規約等で公益、かつ、まちづくりへの参加を目的とする旨を定めていること。

(3) 団体の構成員が 10 人以上で、かつ、構成員のうち 3 分の 2 以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。

(施設の利用)

第 3 条 規則第 8 条の設備、備品等は、別表第 1 に掲げるものとする。

(利用手続)

第 4 条 登録団体が別表第 1 の設備、備品等を利用しようとするときは、市民活動団体登録認定書を市長に提示しなければならない。

2 前項の設備、備品等を利用した登録団体は、その利用状況を市民活動支援センター設備・備品等利用報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

(実費の徴収)

第 5 条 前条の規定により別表第 1 に掲げる備品のうち別表第 2 に掲げるものを利用した者は、その種類及び数量に応じ、同表に定める金額を負担しなければならない。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

情報コーナー（掲示等）
団体打合室
ロッカー
メールボックス
全自動印刷機
大判プリンター
ラミネーター
紙折機
ペーパーカッター
強力パンチ
電動ホチキス

別表第 2 (第 5 条関係)

種類	区分		単価	
全自動印刷機	用紙代を含まない	白黒 (A4・A3・B5・B4)	1 円/枚	
		カラー (A4・B5)	20 円/枚	
		カラー (A3・B4)	40 円/枚	
	用紙代を含む	白黒 (A4・A3・B5・B4)	10 円/枚	
大判プリンター	印刷サイズ A 2	白黒	普通紙	75 円/枚
			マット紙	100 円/枚
			光沢紙	300 円/枚
			用紙持込	35 円/枚
		カラー	普通紙	100 円/枚
			マット紙	150 円/枚
			光沢紙	350 円/枚
			用紙持込	50 円/枚
	印刷サイズ A 1	白黒	普通紙	150 円/枚
			マット紙	200 円/枚
			光沢紙	600 円/枚
			用紙持込	70 円/枚
		カラー	普通紙	200 円/枚
			マット紙	300 円/枚
			光沢紙	700 円/枚
			用紙持込	100 円/枚
長尺印刷等については、A 2 の料金を基準とし、420 ミリメートルを超える毎に該当する区分の単価を加算し、算出する。				

市民活動支援センター設備・備品等利用報告書

年 月 日	年 月 日()	利用時間	: ~ :
人 数	男性 人 ・ 女性 人	計	人
住 所	春日井市 電話 - -		
氏 名			
団 体 名	支援センター・社協登録・他施設()	登録番号	
<p>利用内容</p> <p>1 打合せ (団体打合室 ・ オープンスペース)</p> <p>2 相談コーナー (ボランティア ・ NPO ・ 市民活動あれこれ)</p> <p>3 情報コーナー (情報収集、提供 ・ パソコン ・ 図書)</p> <p>4 作業コーナー 全自動印刷機 ・ 大判プリンター ・ ラミネーター ・ 紙折機 ・ ペーパーカッター ・ 強力パンチ ・ 電動ホチキス</p> <p>5 ロッカー ・ メールボックス</p> <p>6 インターネット環境 (有線LAN ・ 無線LAN)</p> <p>7 電話問い合わせ ()</p> <p>8 その他 ()</p>			

印刷機等利用明細

- =の枠内の印刷は印刷内容が公益的活動の場合に限られていますので、始めに原稿をスタッフに見せてください。
- 終わりましたらスタッフに声をかけてください。

		公	No.	確認者	
印刷内容	公益的活動の場合は、必ず記入してください。				
印刷機 カウント数	印刷前		印刷後		
白黒印刷 (用紙持参)	A 4 ・ A 3 B 5 ・ B 4	@	1円 ×	枚 =	円
カラー印刷 (用紙持参)	A 4 ・ B 5	@	20円 ×	枚 =	円
	A 3 ・ B 4	@	40円 ×	枚 =	円
大判 プリンター		@	円 ×	枚 =	円
白黒印刷 (用紙はセンター)		@	10円 ×	枚 =	円
合計					円